

## 第23回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【全体会】

日時：2022年11月9日（水）

全体会・部会①・部会② 9:00～10:45（予定）

場所：JR 東日本現地会議室

### 次 第

#### 【全体会】

(1) 開会

(2) 設置要綱の改訂について

【資料1】

(3) 有識者検討会議について（報告）

(4) その他

※ なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。その他、写真・図について一部訂正や出典等の加筆・修正をしています

## 高輪築堤調査・保存等検討委員会 設置要綱

2020年9月18日制定

2021年7月16日改定

2022年1月17日改定

2022年 月 日改定

## (名称)

第1条 本委員会の名称は、「高輪築堤調査・保存等検討委員会」（以下「委員会」という。）とする。

## (目的)

第2条 委員会は、品川駅北周辺地区土地区画整理事業区域及び品川駅街区地区土地区画整理事業区域等において発見された高輪築堤その他文化財に関し、文化財及び鉄道構造物の観点から、調査方法及び保存方法等について検討し、必要な助言を行うことを目的とする。なお、本委員会で扱う調査とは、検出調査及び本調査を示すものとし、保存とは、現地保存・移築保存・記録保存を示すものとする。

## (総則)

第3条 前条の目的を果たすために、委員会は高輪築堤その他文化財を包括する事項については、全体会にて検討し、必要な助言を行う。

2. 委員会は、区域毎に部会を置く。各々の名称は以下の通りとする。

- ・「高輪築堤調査・保存等検討委員会（北周辺部会）」（以下「部会①」という。）
- ・「高輪築堤調査・保存等検討委員会（駅街区部会）」（以下「部会②」という。）

## <部会①設置要綱>

### (所掌事項)

第4条 部会①は、高輪築堤等に関し、以下の事項について検討し、必要な助言を行うものとする。

- (1) 調査の方法について
- (2) 調査の結果を踏まえた保存方法等について

### (組織)

第5条 部会①の委員は、考古学、鉄道史、近代史、土質力学等の専門家（学識経験者等、別表1）で構成する。

2. オブザーバー（別表1）は部会①に参加し、意見を述べることができる。
3. 委員長は、委員の中から互選、あるいは互選がない場合は、事務局が推薦するものとし、いずれも委員の承認を受けることとする。
4. 副委員長は、必要に応じて委員長が任命するものとする。
5. 部会①には、必要に応じて作業部会を置くことができる。
6. 作業部会は、部会①の構成員（委員及びオブザーバー）のほか、専門的見地から委員以外のもの（以下「関係者」という。）の出席を求めることができる。また、調査方法及び保存方法等について、部会①の意向を踏まえた詳細な検討を行い、必要に応じて検討結果を部会①に報告することができる組織とする。
7. 部会①の構成員（委員及びオブザーバー）として適任者がいる場合は、部会①において委員の承認を受けて、構成員に追加することができる。

### (会議)

第6条 部会①は委員長が招集し、委員長が議長として会議を総括する。

2. 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

### (任期)

第7条 委員の任期は2年間とする。ただし、2年を超えて部会①が継続する場合は、再任を妨げない。

2. 委員が何らかの事由により欠けた場合は、部会①の意向を確認したうえで事務局が委員を選定することができる。

### (事務局)

第8条 部会①の事務局は東日本旅客鉄道株式会社 本社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門に置くものとする。

### (守秘義務)

第9条 構成員及び関係者は、この部会①で知り得た情報を事務局の許可なく第三者に漏えいしてはならない。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会①に関し必要な事項は、部会①において定めるものとする。

## <部会②設置要綱>

### (所掌事項)

第11条 部会②は、高輪築堤等に関し、以下の事項について検討し、必要な助言を行うものとする。

- (1) 調査の方法について
- (2) 調査の結果を踏まえた保存方法等について

### (組織)

第12条 部会②の委員は、考古学、鉄道史、近代史、土質力学等の専門家(学識経験者等、別表1)で構成する。

2. オブザーバー(別表1)は部会②に参加し、意見を述べることができる。
3. 委員長は、委員の中から互選、あるいは互選がない場合は、事務局が推薦するものとし、いずれも委員の承認を受けることとする。
4. 副委員長は、必要に応じて委員長が任命するものとする。
5. 部会②には、必要に応じて作業部会を置くことができる。
6. 作業部会は、部会②の構成員(委員及びオブザーバー)のほか、専門的見地から委員以外のもの(以下「関係者」という。)の出席を求めることができる。また、調査方法及び保存方法等について、部会②の意向を踏まえた詳細な検討を行い、必要に応じて検討結果を部会②に報告することができる組織とする。
7. 部会②の構成員(委員及びオブザーバー)として適任者がいる場合は、部会②において委員の承認を受けて、構成員に追加することができる。

### (会議)

第13条 部会②は委員長が招集し、委員長が議長として会議を総括する。

2. 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

### (任期)

第14条 委員の任期は2年間とする。ただし、2年を超えて部会②が継続する場合は、再任を妨げない。

2. 委員が何らかの事由により欠けた場合は、部会②の意向を確認したうえで事務局が委員を選定することができる。

### (事務局)

第15条 部会②の事務局は京浜急行電鉄株式会社に置くものとする。

### (守秘義務)

第16条 構成員及び関係者は、この部会②で知り得た情報を事務局の許可なく第三者に漏えいしてはならない。

### (その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、部会②に関し必要な事項は、部会②において定めるものとする。

(別表1) 検討体制名簿 (変更案)

			部会 ①	部会 ②
委員長	谷川 章雄	早稲田大学 人間科学学術院 教授	○	○
委員	老川 慶喜	立教大学名誉教授	○	○
委員	小野田 滋	鉄道総合技術研究所 アドバイザー	○	○
委員	古関 潤一	東京大学 社会基盤学専攻 教授	○	○

オブザーバー	文化庁 文化財 第二課 史跡部門	○	○
オブザーバー	文化庁 文化財 第二課 埋蔵文化財部門	○	○
オブザーバー	港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課	○	○
オブザーバー	港区 街づくり支援部 品川駅周辺街づくり担当	○	○
オブザーバー	東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課	○	○
オブザーバー	鉄道博物館 学芸部	○	○
オブザーバー	東京都 建設局 道路建設部 道路橋梁課	○	
オブザーバー	東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課	○	○
オブザーバー	東京都 交通局 建設工務部 計画改良課	○	
オブザーバー	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部	○	○
オブザーバー	東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター	○	○
オブザーバー	東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門	○	○
オブザーバー	東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 まちづくり部門	○	
オブザーバー	京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 品川開発推進部		○
オブザーバー	京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部	○	○

注) 全体会は、両部会のメンバーが参加するものとする。

■事業範囲図（土地区画整理事業範囲）

部会①：J R東日本事務局

凡例	事業	部会	事業主体
	北周辺地区 土地区画整備事業 ※京急仮線部含む	①	U R
	品川開発プロジェクト (1～6街区)		J R東日本
	4 - 2 街区		再開発組合
	第二東西連絡通路		U R
	環状第4号線		東京都 建設局
	3 - 2 街区		東京都 都市整備局
	泉岳寺駅改良		東京都 交通局
	品川駅改良		J R東日本

部会②：京急事務局

凡例	事業	部会	事業主体
	駅街区地区 土地区画整理事業	②	U R
	品川駅街区 地区事業		J R東日本
	京急連立		京急 東京都 建設局

